

広島市報

定期第945号
平成21年3月2日発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

○障害者自立支援法による指定自立支援医療 機関（精神通院医療）の指定……………	3	○建築基準法による道路の位置の変更……………	11
○開発行為に関する工事の完了……………	3	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止……………	11
○路上駐車場の休止……………	3	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による介護扶助のための介護を担 当する機関の指定……………	11
○広島市公共下水道築造事業計画の変更に係 る予定処理区域の公示……………	3	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による指定施術機関の名称変更の 届出……………	11
○地域包括支援センターの所在地の変更の届 出……………	3	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による医療扶助のための施術者の 指定……………	12
○介護保険法による指定地域密着型介護予防 サービス事業者の廃止……………	4	○土地区画整理法による広島市安佐南区西原 土地区画整理事業の換地処分……………	12
○出納員の事務の一部委任……………	4	○計量法による指定定期検査機関の指定……………	12
○出納員の事務の一部委任……………	4	○放置自転車等の撤去（中区）6件……………	12
○自転車等の所有権の取得……………	4	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）2件……………	13
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の届出事項の変更の届出……………	4	○放置自転車等の撤去（中区）……………	13
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平 和記念都市建設計画）臨港地区の変更……………	7	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）2件……………	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による医療扶助のための施術者の 廃止の届出……………	7	○放置自転車等の撤去（中区）……………	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による医療扶助のための施術者の 指定……………	8	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）……………	13
○公共下水道の供用開始……………	8	○放置自転車等の撤去（中区）……………	13
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の 処理開始……………	8	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）3件……………	13
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の新設の届出……………	9	○放置自転車等の撤去（中区）……………	14
○開発行為に関する工事の完了……………	10	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）……………	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による指定医療機関の廃止……………	10	○放置自転車等の撤去（中区）……………	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による医療扶助のための医療を担 当する機関の指定……………	10	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）……………	14
○自転車等の所有権の取得……………	10	○放置自転車等の撤去（中区）2件……………	15
○建築基準法による道路の位置の指定……………	10	○屋外広告物法による広告物等の除去及び保	

管（東区）	15
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）	15
○放置自転車等の撤去（東区）2件	15
○屋外広告物法による広告物等の除去及び保管（東区）	15
○放置自転車等の撤去（東区）2件	15
○法定外公共物の指定の変更（東区）	16
○建築基準法に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（東区）	16
○放置自転車等の撤去（東区）	16
○放置自転車等の撤去（南区）	16
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	16
○放置自転車等の撤去（南区）3件	16
○屋外広告物法による広告物等の除去及び保管（南区）	17
○住居表示実施区域内の街区の区域の設定及び変更（南区）	17
○放置自転車等の撤去（南区）2件	17
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	17
○放置自転車等の撤去（南区）	17
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	17
○法定外公共物の指定（南区）	17
○住居表示実施区域内の街区の区域の設定及び変更（南区）	17
○放置自転車等の撤去（南区）	18
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	18
○放置自転車等の撤去（西区）	18
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）	18
○道路の区域変更（西区）	18
○道路の供用開始（西区）	18
○放置自転車等の撤去（西区）	18
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）	18
○放置自転車等の撤去（西区）	19
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）	19
○放置自転車等の撤去（西区）	19
○建築基準法に基づく一の敷地とみなす等による制限の緩和（西区）	19
○放置自転車等の撤去（西区）2件	19
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	19
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐	

南区）	19
○法定外公共物の指定の変更（安佐南区）	19
○屋外広告物法による広告物等の除去及び保管（安佐南区）	20
○区出納員の事務の一部委任（安佐北区）3件	20
○道路の供用開始（安佐北区）	20
○道路の区域変更（安佐北区）	20
○道路の供用開始（安佐北区）	21
○放置自転車等の撤去（安佐北区）	21
○法定外公共物の廃止（安芸区）	21
○道路の区域変更（安芸区）	21
○道路の供用開始（安芸区）	21
○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）	21
○道路の区域変更（安芸区）	22
○道路の供用開始（安芸区）	22
○道路の区域変更（安芸区）	22
○道路の供用開始（安芸区）	22
○放置自転車等の撤去（安芸区）	22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）	22
○放置自転車等の撤去（佐伯区）	23
○電線共同溝を整備すべき道路の指定（佐伯区）	23
○放置自転車等の撤去（佐伯区）2件	23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）	23
○放置自転車等の撤去（佐伯区）3件	23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）	23
○放置自転車等の撤去（佐伯区）2件	24
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）	24

選 管 告 示

○平成 2 0 年 1 2 月 2 日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求に必要な選挙人の数	24
--	----

区 選 管 告 示

○選挙人名簿から抹消した者（南区）	24
-------------------	----

教育委員会告示

○広島市教育委員会議（定例会）の開催 2件	25
-----------------------	----

病院事業局規程

○広島市病院事業局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（第 3 5 号）	25
○広島市病院事業局職員の管理職手当の支給	

に関する規程等の一部を改正する規程（第36号）……………26

監査委員告示

○包括外部監査の事務を補助させる必要がなくなった者の氏名及び住所……………26

告 示

広島市告示第1号

平成21年1月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を下記のとおり行います。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

【指定期間】

平成21年1月1日から平成26年12月31日まで

医療機関 名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
オール薬局 沼田店	731-3161	広島市安佐南区沼田 町大字件7716-1	082-849-5567
純薬 ^{（株）} 新宮 アゼリア薬 局	731-5126	広島市佐伯区新宮苑 11-21	082-573-8165

広島市告示第2号

平成21年1月5日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐南区東原一丁目の605番1、606番1及び606番3
- 2 開発面積
1424.92㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 セブーンイレブン・ジャパン
代表取締役 山口 俊郎
- 4 検査済証交付年月日
平成21年1月5日

広島市告示第3号

平成21年1月5日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第10条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休 止 す る 日 時
広島市市営的場町 駐車場	5区画	平成21年1月19日(月) 午前9時から 平成21年1月24日(土) 午後10時まで

2 休止する理由

主要地方道広島三次線（南区的場町一丁目）等の舗装工事を行うにあたって、資材置き場として使用するため。

広島市告示第4号

平成21年1月6日

広島市公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、変更に係る予定処理区域を次のとおり公示します。この関係図面は、平成21年1月6日から平成21年1月19日まで広島市役所下水道局計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この公示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 事業計画の名称

広島市公共下水道築造事業計画

2 変更に係る予定処理区域

西区扇一丁目

広島市告示第5号

平成21年1月6日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第6項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 変更の届出のあった地域包括支援センターの名称

広島市牛田・早稲田地域包括支援センター

2 変更事項

地域包括支援センターの所在地

3 変更内容